

(案)

令和7年1月28日

東郷町長

石 橋 直 季 殿

東郷町国民健康保険東郷診療所運営委員会

委 員 長 近 藤 秀 己

今後の東郷町国民健康保険東郷診療所の運営のあり方について（答申）

本委員会に対し諮問のあった標記の件につきまして、別紙のとおり答申します。
分尊重されたい。

1 はじめに

令和6年9月2日付け東診発第17号にて町長より諮問のありました「今後の東郷町国民健康保険東郷診療所の運営のあり方」について、東郷町国民健康保険東郷診療所運営委員会規則第7条の規定に基づき、令和6年9月24日、同年11月5日、同年11月26日の3回に渡り運営委員会を開催し審議を行い議論を重ねた。

本答申は、慎重審議を行った結果、委員の総意をもって取りまとめたものである。

2 審議経過

令和6年6月25日開催の令和6年度第1回委員会では、町長からの諮問に先立ち診療所の現状と今後の運営について、事務局から説明を行った。

令和6年9月24日開催の第3回委員会は、前回、東郷診療所の存続が決定された平成22年度から令和5年度までの決算資料を基に東郷診療所の運営状況について説明を行った。

令和6年11月5日開催の第4回委員会は、診療所の建物と医療機器の現状を確認するため現地視察を実施した。

令和6年11月26日開催の第5回委員会は、前2回の委員会の内容を踏まえ、東郷診療所の状況及び町内に限らず近隣市を含めた医療機関の開設状況などを踏まえ、客観的な情勢を勘案しながら、診療所の今後の運営について慎重に審議を行った。

3 審議結果

公設の医療機関として存続させたい思いはあるが、今後も東郷診療所の運営を継続するためには多くの課題があり、その課題をすべて解決することは困難であるため、診療所及び訪問看護ステーションの閉院はやむを得ないとの結論となった。

閉院の時期について、診療所は令和8年度、訪問看護ステーションは令和7年度、どちらも診療報酬の月遅れを踏まえて閉院という方針として、町長への答申とする。

4 審議結果に至った理由

(1) 環境の変化

平成22年の東郷診療所運営継続の決定から10年以上（14年）経過し、東郷町を取り巻く医療及び訪問看護の環境が変化してきたこと。

地域医療の役割分担が明確化され、専門的な治療が必要な場合は第二次、第三次の救急指定病院で受け入れ可能な体制が整ったこと。

町内及び近隣市の医療機関、訪問看護ステーションが増加しており、医療圏域（尾張東部）からみても医療、訪問看護の提供体制が充実してきたこと。

(2) 経営の状況

人件費など経費の削減、開院日・診療時間や業務の見直しなど業務改善は既に実施済みであり、これ以上の歳出経費削減が困難であること。

令和3年度、令和4年度決算において、新型コロナウイルス感染症に係る補助金等により一時的に歳入が増加したものの、令和5年度決算ではコロナ禍前の令和元年度の水準まで減少し、診療所基金より多額の繰入を実施したことから、今後も診療所基金から多額の取り崩しが常態化すると考えられること。

訪問看護ステーションの利用者が減少しており、多くの利用者が求める24時間365日のサービス実施は公設では困難であり、今後は利用者の増加が見込めないこと。

(3) 施設、設備

東郷診療所の建物については、昭和63年の竣工から30年以上(36年)経過し、平成25年度から平成27年度の3カ年で一部改修工事を実施したものの、建物全体として老朽化が進んでおり、今後、継続していく上では、大規模な改修工事が必要となる場合があること。

建物設備や医療機器においても、空調設備(設置後18年経過)やX線撮影装置(設置後10年経過)など高額な機器類の更新が必要となること。

医療機器の更新を診療所基金からの繰入で対応した場合、令和8年度には基金残高が無くなってしまうこと。

いこまい館への移設については、多用途施設と医療機関が同居するには大規模な館内改修が必要となり、多額の費用が必要となること。

(4) 人材

久保医師の定年退職が令和8年度末であり、現在の派遣元である藤田医科大学病院に相談したところ、昨今の医師不足のため代替となる常勤医師の派遣が困難であるとの回答がある等、医師の確保が難しいこと。

診療所を民間の医療機関に運営を依頼するにも、建物改修や医療機器等の入替は必須であり、多額の費用が想定されること。

(5) 閉院する時期

現在の利用者が安心して次の医療機関にかかることができるよう、引き継ぎすることが大切であるため、閉院まである程度の期間を確保すること。

診療報酬の請求が1か月、支払い(振込)が2か月遅れることを考慮する必要があること。

訪問看護ステーションにおいては、利用者を早い段階で24時間365日対応可能なステーションへ引き継ぎすることが望ましいこと。

(6) まとめ

以上から、東郷診療所を存続させることは困難であり、閉院もやむを得ないと判断し、東郷診療所は令和8年度とし、患者の紹介など必要な手続を踏まえ令和8年12月末の閉院とする。

訪問看護ステーションについては、利用者を早い段階で24時間365日のサービス提供が可能なステーションへ引き継ぐことが望ましいと考えられるため、令和7年度とし、利用者の状況などを踏まえ令和7年12月末までとする。

5 今後について

公設の医療機関が担ってきた災害時等緊急時における医療体制の確保については、今後、地域の医師会との連携、民間の医療機関との協力体制づくりや大学病院等との広域連携について検討していくよう要望する。

6 おわりに

本答申については、委員会において慎重に審議し、委員の総意によるものであり、十分尊重されたい。